

## 国際チャーター便運航促進事業実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、旭川空港利用拡大期成会会長（以下「会長」という。）が実施する、国際チャーター便運航促進事業に関し必要な事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 この事業は、旭川空港における国際チャーター便の運航に対し、その経費の一部を助成することにより、国際路線の運航の促進を図ることを目的とする。

### (助成の内容)

第3条 助成の内容は、次のとおりとする。

#### (1) 国際チャーター便運航支援補助金

ア 助成の対象者は、次のとおりとする。

旭川空港ビル株式会社

イ 助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

国際チャーター便の運航にかかり、旭川空港ビル株式会社が航空会社に請求する空港施設使用料の減免

ウ 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、会長が必要かつ適当と認めるものとする。

空港施設使用料の減免に要する経費

エ 助成額は、次のとおりとする。

1回当たり1万5千円（回送の場合は助成しない）とし、予算の範囲内で交付する。

#### (2) 国際チャーター便商品造成支援補助金

ア 助成の対象者は、次のとおりとする。

旅行商品を造成する事業者

イ 助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

国際チャーター便を利用した旭川空港発の旅行商品の造成。ただし、当該チャーター機を利用した外国発の旅行商品も造成されている場合に限る。

ウ 助成の対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、会長が必要かつ適当と認めるものとする。

広告料

エ 助成額は、次のとおりとする。

所要額とし、1事業あたりの上限額を10万円として、予算の範囲内で交付する。

### (申 請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、会長が定める日までに次に掲げる書類を作成して申請するものとする。

(1) 国際チャーター便運航支援補助金

ア 国際チャーター便運航支援補助金申請書（様式第1号）

(2) 国際チャーター便商品造成支援補助金

ア 国際チャーター便商品造成支援補助金申請書（様式第2号）

（審査及び決定）

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに助成対象事業の採否を審議し、助成金の額を決定するものとする。

（決定の通知及び交付）

第6条 会長は、対象事業及び助成金額を決定したときは、速やかにその決定の内容を当該申請者に通知し交付する。（様式第3号及び第4号）

（決定の取消）

第7条 会長は、助成対象者が助成金を他の用途に使用し、その他助成金交付の決定の内容に相違したときは、助成金交付の決定の全部または一部を取消することができる。

2 前項の規定は、助成金の交付後においても適用するものとする。

3 会長は助成金交付の決定の全部または一部を取消された場合は、助成金の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成14年4月19日から施行する。

平成16年4月21日から施行する。

平成18年4月21日から施行する。

平成24年4月27日から施行する。

平成25年4月25日から施行する。

平成26年4月21日から施行する。

平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

国際チャーター便運航支援補助金申請書

平成 年 月 日

旭川空港利用拡大期成会 会長

(申請者)

住所

会社名

代表者

印

国際チャーター便運航支援補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。  
記

助成希望額	円 (回数 回)	
内 訳	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
助成額振込先	銀行・信用金庫・信用組合 本店・支店	
	口座番号 (当座・普通)	
	名義人	

様式第2号

国際チャーター便商品造成支援補助金申請書

平成 年 月 日

旭川空港利用拡大期成会 会長

(申請者)

住所

会社名

代表者

印

国際チャーター便商品造成支援補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

総所要額	円
助成希望額	円
内容	
助成額振込先	銀行・信用金庫・信用組合 本店・支店
	口座番号(当座・普通)
	名義人

様式第3号

国際チャーター便運航支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

旭川空港利用拡大期成会 会長

平成 年 月 日付けで申請があった国際チャーター便運航支援補助金について、  
下記のとおり助成額を決定したので通知します。

記

助 成 額	円 (回数 回)	
内 訳	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
	月 日	— 片道・往復
助 成 額 振 込 先	銀行・信用金庫・信用組合 本店・支店	
	口座番号 (当座・普通)	
	名義人	

様式第4号

国際チャーター便商品造成支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

旭川空港利用拡大期成会 会長

平成 年 月 日付で申請があった国際チャーター便商品造成支援補助金について、下記のとおり助成額を決定したので通知します。

記

総 所 要 額	円
助 成 額	円
内 容	
助 成 額 振 込 先	銀行・信用金庫・信用組合 本店・支店
	口座番号（当座・普通）
	名義人